

入札説明書

静岡県狩野川東部流域下水道狩野川東部浄化センター等維持管理包括委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和6年9月13日

2 入札執行者

静岡県知事 鈴木 康友

3 担当部局

〒410-0055 静岡県沼津市高島本町1-3

静岡県沼津土木事務所総務課

電話番号 055-920-2203

E-mail numado-soumu@pref.shizuoka.lg.jp

4 入札に付する事項

- (1) 入札番号 沼第32516号
- (2) 業務名 令和6年度[第36-G2506-01号]狩野川東部流域下水道狩野川東部浄化センター等維持管理包括委託
- (3) 業務場所 静岡県狩野川東部浄化センター
(静岡県田方郡函南町間宮地内)
放流口塚本第1排水樋管
(静岡県田方郡函南町塚本地先)
- (4) 業務概要
 - ア 施設概要
 - (ア) 狩野川東部浄化センター
敷地面積 9.53ha
排除方式 分流式
処理方式 水処理：標準活性汚泥法
汚泥処理：濃縮・脱水
施設能力 全体計画：60,300m³/日最大
現 有：54,000m³/日最大
 - (イ) 放流口塚本第1排水樋管
 - イ 業務内容
 - (ア) 業務内容

受注者が実施する本委託の業務内容は、以下のとおりとする。なお、具体的な内容については、契約書（案）、契約約款（案）、業務要求水準書及び特記仕様書等に示すもの

とする。

- ・ 維持管理実施計画の策定及び管理業務
- ・ 運転等管理業務
- ・ 水質等試験業務
- ・ 汚泥収集運搬補助業務
- ・ 危機管理対応業務
- ・ 備品の管理業務
- ・ 薬品・燃料・水道水・消耗品等の調達・管理業務
- ・ 普及啓発活動
- ・ 適正な維持管理のために必要となるデータの整理
- ・ 苦情に対する一次対応
- ・ 保守点検等業務（日常点検、定期点検等）
- ・ 修繕業務（日常的な修繕、小修繕）
- ・ その他の業務（清掃、建築物及び建築付帯施設の点検、外構施設の管理等）

(イ) 履行期間

履行期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

ただし、令和7年3月1日から令和7年3月31日までの期間を引継期間として設ける。

引継期間においては、現在の施設維持管理業務の受注者から技術指導を受け、業務の遂行に支障を来すことのないように引継がなければならない。

5 入札方式

本業務は、業務の性能・機能の向上に対する技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に勘案して落札者を決定する総合評価落札方式の施行業務である。なお、総合評価の方法は、静岡県流域下水道維持管理業務委託に係る総合評価落札方式による競争入札実施要領及び静岡県流域下水道維持管理業務委託に係る総合評価落札方式落札者決定基準によるものとする。

6 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格の営業種目「4. 設備保守管理（23）給排水設備（水処理施設を含む）」を登録している者であること。
- (3) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号。以下「登録規程」という。）第2条第1項に基づき国土交通大臣の登録を受けている者であること。
- (4) 平成21年4月1日以降に完了しているもので、1日最大処理能力10,000m³以上の下水道法（昭和33年法律第79号。政府調達に関する協定の加盟国において、当該国における下水道法に該当する法律を含む。）上の終末処理場の運転管理業務（以下、「同種業務」という。）を元請として行った実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての業務実績は、代表構成員としての業務実績に限る。
- (5) 次のア、イ、エの要件を満たす総括責任者及びア、ウ、エの要件を満たす副総括責任者

を当該業務に専任で配置できること。なお、総括責任者は、本入札案件に定められた業務の目的、内容を十分理解して業務に当たるとともに、現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行う者とし、副総括責任者は、総括責任者を補佐し、総括責任者が不在の場合には、総括責任者の職務を代理する者とする。

- ア 登録規程第3条に定める下水道処理施設管理技士の要件に該当する者
 - イ 平成21年4月1日以降に(4)に掲げる同種業務に関し、総括責任者又は副総括責任者として1年以上の実務経験を有する者
 - ウ 平成21年4月1日以降に(4)に掲げる同種業務に関し、1年以上の実務経験を有する者
 - エ 入札参加資格申請者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者
- (6) 総合評価の評価項目における技術提案の内容が、適正標準案以上であること。
- (7) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

7 入札説明書等の配布

入札説明書等を次のとおり無償で配布する。なお、静岡県のホームページにおける「申請書ダウンロード」ページからも入手できる。(資料のうち、別添及び参考資料はCD-Rによる直接配布のみ。)

静岡県申請書ダウンロード(交通基盤部)ホームページ

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/06?openview&count=10000>

- (1) 配布期間 公告の日の翌日から令和6年10月8日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。
- (2) 配布場所 上記3に同じ。
- (3) 配布物
 - ・ 入札説明書
 - ・ 様式集
 - ・ 契約書（案）
 - ・ 契約約款（案）
 - ・ 業務要求水準書
 - ・ 庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得
 - ・ 総合評価落札方式特記仕様書
 - ・ 静岡県流域下水道維持管理業務委託に係る総合評価落札方式による競争入札実施要領
 - ・ 静岡県流域下水道維持管理業務委託に係る総合評価審査委員会設置要領
 - ・ 静岡県流域下水道維持管理業務委託に係る総合評価落札方式落札者決定基準
 - ・ 金抜き設計書
 - ・ 別添資料（直接配布のみ）
 - ・ 参考資料（直接配布のみ）
 - ・ 提出書類チェックリスト
- (4) その他 事前に上記3に示す担当窓口にて、電話又はE-mailにより来庁する日時の予約を行うこと。

8 現場確認及び資料閲覧

入札に参加することを希望する者は、事業者ごとに現場確認及び資料閲覧を行うことができる。

現場確認及び資料閲覧を希望する者は、現場確認及び資料閲覧申込書（様式第7号）に必要事項を記入し、E-mailにより下記申込窓口にて提出し、日時を調整すること。

(1) 申込

申込期間 公告の日の翌日から令和6年10月2日（水）午後5時00分まで

申込窓口 静岡県狩野川東部浄化センター

電話番号 055-978-7517

E-mail numado-kanotou@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 現場確認及び資料閲覧

下記のとおり、現場確認及び資料閲覧を行う。現場確認の決定日、方法については、参加希望者に別途、通知する。

なお、現場確認は浄化センター職員立会いのもととし、質疑等は受け付けない。

期間 令和6年9月24日（火）から令和6年10月3日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の期間のうち、1者あたり3時間を割り当てる。なお、実施時間は午前9時00分から午前12時00分まで、又は午後2時00分から午後5時00分までのいずれかとする。

場所 狩野川東部浄化センター（資料閲覧は同センター会議室）

閲覧資料

閲覧資料 1：狩野川東部流域幹線図

閲覧資料 2：狩野川東部流域下水道処理計画一般平面図

閲覧資料 3：狩野川東部浄化センター全体処理フロー

9 入札参加資格確認等

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する場合は、下表に示す書類等を提出すること。

書類	様式名等	様式	部数
資格確認申請書	入札参加資格確認申請書	様式第 1 号	2
資格確認資料	同種業務の実績調書	様式第 2 号	2
	配置予定技術者の資格・業務経験	様式第 3 号	2
	登録等の状況	様式第 4 号	2
技術資料	技術資料表紙	様式第 5 号	2
	技術提案書	様式第 6-1、6-2 号	2
	様式 5、6-1、6-2 号の電子データ	CD-R	1
返信用封筒	長形 3 号封筒、切手（簡易書留料金を含む）貼付		1

なお、期限までに上記書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者（技術提案が適正標準案以上と認められない者を含む。）は、本入札に参加することができない。

ア 提出期限 令和 6 年 10 月 8 日（火）午後 5 時 00 分まで。

イ 提出先 上記 3 に同じ

ウ その他 提出書類は申込先に持参することとし、郵送及び電送（E-mail又はFAX）によるものは受け付けない。

提出に際して提出書類の確認を行うので、事前に上記 3 に示す担当窓口に、提出する日時の予約を行うこと。

(2) 各提出書類の添付資料

ア 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）

(ア) 会社概要

(イ) 業務受託実績

イ 同種業務の実績調書（様式第 2 号）

(ア) 業務実績について、上記 6 (4) の要件を証明する書類（平成 21 年 4 月 1 日以降に契約し、入札参加資格確認申請日までに完了したものに限り。写し可。）

ウ 配置予定技術者の資格・業務経験（様式第 3 号）

配置予定の総括責任者及び副総括責任者について、それぞれ下記 (ア) から (ウ) の書類を添付すること。

(ア) 有資格者の氏名及び資格を証明する書類（写し可）

(イ) 配置予定技術者について、上記 6 (5) の要件が確認できる書類（写し可）

(ウ) 上記有資格者と所属会社との間の恒常的な雇用関係が確認できる書類（健康保険証の

写し等)

エ 登録等の状況（様式第4号）

- (ア) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格の設備保守管理のうち、給排水設備（水処理施設を含む。）に係る認定を受けていることを証明する書類（写し可）
- (イ) 下水道処理施設維持管理業者登録規程第2条第1項に基づき国土交通大臣の登録を受けている者であることが証明できる書類（写し可）
- (ウ) 下水道処理施設維持管理業者登録規程第7条に規定する現況報告書の状況（写し可）

オ 技術資料（様式第5号、様式第6-1、6-2号）

- (ア) 様式第5号及び様式第6-1、6-2号の電子データをCD-Rに保存し添付すること。
- (イ) 様式第6-1、6-2号の記入に当たっては、技術提案書作成に当たっての条件等（様式第6-3号）を熟読の上、作成すること。

(3) その他

- ア 申請書、技術資料及び確認資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 入札執行者は、提出された申請書、技術資料及び確認資料を本件入札の用途以外に、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出期限後における申請書、技術資料又は確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された申請書、技術資料及び確認資料は、返却しない。
- オ 提出された申請書、技術資料及び確認資料は、公表しない。
- カ 申請書、技術資料及び確認資料に用いる言語は日本語に限る。
- キ 配置予定技術者の資格・業務経験について、他の業務に配置されている技術者が、従事している業務の完了等により本業務に確実に配置できる見込みがある場合は、当該技術者を配置予定技術者として記載することができる。
- ク 配置予定技術者の資格・業務経験について、配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合に限る。
- ケ 配置予定技術者の資格・業務経験について、他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や、従事している業務の未完了等により技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は、庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行う場合がある。
- コ 技術提案書作成に当たっては、様式第6-3号を熟読の上、作成すること。
- サ 技術提案書について、3評価項目のうち1評価項目でも提出がない場合、また、3評価項目のうち1評価項目でも技術提案書の記載内容が標準案以上であると認められない場合、根拠の伴わない数値の提案を行った場合は、入札の参加を認めないので留意すること。
- シ 技術提案書について、過度な負担となる性能（オーバースペック）の提案は評価しないので留意すること。
- ス 技術提案書の採点は、記載された内容の中で、採用された技術提案の内容に応じて加点する。
- セ 技術提案書に記載された内容の中で、同様の提案が複数記載されている場合は、まとめて1つの提案として加点する場合がある。

10 技術提案ヒアリング

以下のとおりヒアリングを実施する。実施日時、場所等の詳細は、別途、通知する。

- (1) 実施日時 令和6年10月11日（金）
- (2) 実施場所 静岡県沼津市高島本町1-3 静岡県東部総合庁舎内会議室
- (3) 実施内容等 提出された技術提案、業務経験等について配置予定総括責任者と15分間程度のヒアリングを行う。

11 入札参加資格確認通知書の送付

入札参加資格確認通知書を郵送及び電送により令和6年10月22日（火）までに通知する。

12 入札資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和6年10月25日（金）までに書面（様式任意）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和6年10月30日（水）までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先及び(3)の回答場所は、上記3に同じとする。

13 設計図書等に対する質問

- (1) 入札説明書、設計図書等に対する質問がある場合においては、入札説明書等に関する質問書（様式第8号）により令和6年10月23日（水）午後5時00分までに提出すること。
- (2) (1)の書面の提出先は、上記3に同じとする。なお、E-mailで提出した場合は、提出の旨を3に示す電話番号に連絡すること。
- (3) (1)の質問に対する回答は、入札参加者に電送により送付するとともに、次のとおり縦覧に供する。

ア 縦覧期間 令和6年10月28日（月）から令和6年10月30日（水）までの午前9時00分から午後5時00分まで

イ 縦覧場所 上記3に同じとする。

14 入札

- (1) 入札執行日時 令和6年11月1日（金）午後1時30分
- (2) 入札執行場所 静岡県沼津市高島本町1-3
静岡県東部総合庁舎 別館5階第9会議室
- (3) 入札参加者又はその代理人は、入札書を直接又は郵便（簡易書留に限る。）により提出しなければならない。電話、E-mail、FAXその他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約金の支払いは、日本国通貨に限るものとする。

- (5) 入札書（様式第9号）及び入札金額見積内訳書（様式10号）を、各々の例を参考にして作成すること。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じた額を入札書に記載すること。
- (7) 入札書及び入札金額見積内訳書は封書に入れ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「11月1日開札（入札）〔狩野川東部維持管理包括委託〕の入札書在中」と記入し、封印をすること。
- (8) 入札書の受領期限
- ア 持参の場合 開札の日時まで
- イ 郵送の場合 令和6年10月31日（木）午後5時00分までに必着（簡易書留に限る。）
宛先は上記3に同じ
- (9) 入札参加者は、入札参加資格確認通知書の写しを持参しなければならない。
- (10) 郵送による入札の場合は、入札書及び入札金額見積内訳書に入札参加資格確認通知書の写しを添付しなければならない。
- (11) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式第11号）を持参させなければならない。
- (12) 入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (13) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせてこれを行う。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、本件業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (15) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格のないときは、再度の入札をする。この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに再度の入札をする。その他の場合にあっては、次に定める日時、場所において入札をすることとし、(7)の「11月1日」とあるのは「11月6日」と、(8)の「10月31日（木）」とあるのは「11月5日（火）」と読み替えるものとする。
- なお、入札執行回数は、2回を限度とする。
- ア 再度入札日時 令和6年11月6日（水）午後1時30分
- イ 再度入札場所 静岡県沼津市高島本町1-3
静岡県東部総合庁舎 別館4階第2会議室
- (16) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

15 不落随契

再度の入札において落札者がいない場合の随意契約への移行基準等は次のとおりとする。

(1) 移行基準

再度の入札（2回目の入札）を行った結果、落札者がいない場合において、最低価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下である時は不落随契に移行する。

(2) 見積書を徴する者

再度の入札（2回目の入札）で有効な入札を行った者のうち、入札価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下で、最高評価値であったものから見積書を徴する。

16 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (8) 同一事項の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (9) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

17 入札の辞退

入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

なお、入札辞退をした者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

- (1) 入札執行前にあたっては、入札辞退届（様式第12号）を上記3に示す場所に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行うこと。
- (2) 入札執行中にあたっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札箱に投入して行うこと。

18 落札者の決定方法

静岡県流域下水道維持管理業務委託に係る総合評価落札方式による競争入札実施要領による。

19 落札者とならなかった者への理由の説明

落札者とならなかった者は、入札執行者に対して自らが落札者とならなかった理由について、説明を求めることができる。

- (1) 請求方法等 上記3に示す場所へ書面持参（様式自由）とする。
- (2) 発注者の回答方法 上記3に示す場所で書面により回答する。

20 入札保証金

免除

21 契約保証金

- (1) 受注者は、業務委託料の100分の10に相当する金額以上の額の契約保証金を本契約締結時に納付する。ただし、受注者は、契約保証金の納付に代えて、次の各号所定に掲げられた有価証券等を、同号所定の金額が契約保証金以上となる数量を差し入れることができる。

ア 国債及び地方債：債権金額

イ 政府の保証のある債権：額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額

ウ 銀行等が振出し又は支払保証をした小切手：小切手金額

エ 銀行等が引受け、保証又は裏書きをした手形：手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額

オ 銀行等に対する定期預金債権：当該債権証書に記載された債権金額

カ 銀行等の保証：その保証する金額

- (2) 受注者が前項の契約保証金の納付の免除を求める場合、発注者は、受注者が本契約より発生する一切の債務について発注者が合理的に満足する内容の履行保証保険を付保することをもって受注者に前項の契約保証金の納付の免除を認めることができる。この場合、契約金額の100分の10以上の額を保険金額とし、発注者を被保険者とする履行保証保険をもって、上記「発注者が合理的に満足する内容の履行保証保険」とする。

22 契約書作成

落札者決定後、速やかに契約書を作成し、契約を締結しなければならない。

23 労働関係法令等遵守の誓約書の作成

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（別添様式）を提出すること。

24 異議の申立て

入札した者は、入札後、入札説明書、設計図書及び契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

25 業務の実施に関する事項

(1) 総括責任者及び副総括責任者の選任

本業務の実施にあたり、受注者は、総括責任者及び副総括責任者として様式第3号に記載した技術者を専任で配置し書面により発注者へ通知すること。

(2) 業務の再委託等

受注者は、本件業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
なお、受注者は、一部の業務について、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、本件業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

(3) 業務の継続が困難となった場合の措置

ア 受注者の債務不履行の場合

(ア) 受注者の提供するサービスが契約に定める水準を下回る場合及び受注者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、発注者は、受注者に対して改善通告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができる。受注者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、発注者は、契約を解除することができる。

(イ) 上記(ア)において、発注者が契約を解除した場合、受注者は原則として原状回復義務を負うほか、受注者は違約金を発注者に支払い、また、これにより生じた損害を発注者に賠償しなければならない。

イ 発注者の債務不履行の場合

(ア) 発注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、受注者は契約の解除を申し入れることができる。

(イ) 上記(ア)において、受注者が契約を解除した場合、発注者は、これにより生じた損害を受注者に賠償しなければならない。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、不可抗力その他発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、発注者及び受注者双方は、業務委託継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に事前に通知をすることにより、発注者及び受注者は、契約を解除することができる。

エ その他

上記の解除事由や損害賠償金額及び不可抗力等による契約終了時の精算方法の詳細等は、契約書で規定する。

(4) 発注者による業務の実施状況の監視

本業務の実施に際しては、発注者は、契約に基づき受注者により提供されるサービスの履行確認等のため、本業務の実施状況の監視を行う。

また、受注者は、自己診断を行い、業務要求水準書を常に満足するよう努める。

(5) 危機管理対応

危機管理事象が発生した場合、受注者は発注者が定めたマニュアルを踏まえた対応をする。

(6) 支払手続

支払いは、月払いとし、詳細は下記及び契約書に示す。

ア 受注者は、月間業務報告書等を作成し、遅滞なく発注者に提出する。

- イ 発注者は、適正な月間業務報告書等受領後10日以内に確認を行う。
- ウ 受注者は、発注者の確認後、発注者に請求書を送付する。
- エ 発注者は、受注者から適正な請求書を受領後、30日以内に委託料を支払う。

(7) 支払の減額等

契約に定める業務要求水準を充足していないこと等が判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。

なお、詳細については契約書に定めるものとする。

(8) 技術提案評価内容の担保

技術提案書に記載された提案内容全てを業務実施計画書等に記載すること。ただし、提案内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知（指示）した内容については、業務実施計画書等へ記載しないこと。

また、「総合評価方式における技術提案等の履行確認シート」に提案内容の履行状況を記載し、発注者から確認を受けること。

受注者の責により入札時の技術提案書により提案した内容が履行できない場合は、達成度合いに応じて以下に示す算式により請負契約金額を減額する。

なお、技術提案書において発注者が採用を認めないことを通知した提案は除く。

・ 減額の算出方法

$$\text{減額} = \{1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha)\} \times C$$

C：当初の契約金額（円）

α ：当初の加算点

β ：達成度合いに応じて再計算した加算点

算出金額は、千円未満切り捨てとする。

26 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから業務に支障が生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (4) 不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

27 その他

- (1) 翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は協議の上、契約変更をする場合がある。
- (2) 入札参加者は、入札心得、契約書案及び設計図書等を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 上記6に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も資格確認申請書、資格確認資

料（添付資料含む）及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。

- (4) 調査基準価格の設定は無とする。
- (5) 前払金は無とする。
- (6) 落札決定後に庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置があった場合の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - ア 落札決定後から契約締結までの間に落札者が静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。
 - イ アにより契約を締結しない取扱いとした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (7) 入札説明書及び入札公告と別途配布する「庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得」の規定が異なる場合は、入札説明書及び入札公告の規定による。
- (8) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 入札説明書等に基づき入札参加者から提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、県は、本委託の範囲において公表する場合、その他県が必要と認める場合には、入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (10) 技術提案書に記載された内容については、その後の業務において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外のものに知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがあることとする。
- (11) 入札説明書等に基づき入札参加者から提出される書類については変更できないものとし、また、返却しないものとする。
- (12) 本件入札に関して県が提示する資料は、本件入札以外の目的で使用することはできない。
- (13) 入札参加に当たって必要な事項が生じた場合には、静岡県ホームページの「申請書ダウンロード」ページ等にて通知する。

静岡県申請書ダウンロード（交通基盤部）ホームページ

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/06?openview&count=10000>

- (14) その他不明な点についての照会は、上記3あてとする。

誓 約 書

下記1に基づく業務の履行に際し、下記2の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 業務名

〇〇〇〇業務

(当初契約日 年 月 日)

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに県に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに県に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 下請負者から誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
 - イ 下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、（2）の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を県に報告すること。
 - ウ 下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該下請負者を通じて、ア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

発 注 者 職 名 氏 名 様

受 注 者 住 所
商 号
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名) 印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）